

報告第2号

平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成29年5月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

\*地方自治法施行令第146条第2項

「普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。」



29 愛西財第51号  
平成29年5月10日

愛西市議会議長 大島一郎 殿

愛西市長 日永貴章



平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。





# 平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 公共下水道 建設費	1 公共下水道建設 費	公共下水道施設建設事業	392,000,000	392,000,000	27,420,000	130,000,000	234,100,000		480,000
合		計	392,000,000	392,000,000	27,420,000	130,000,000	234,100,000		480,000

平成29年5月10日提出

愛西市長 日 永 貴

